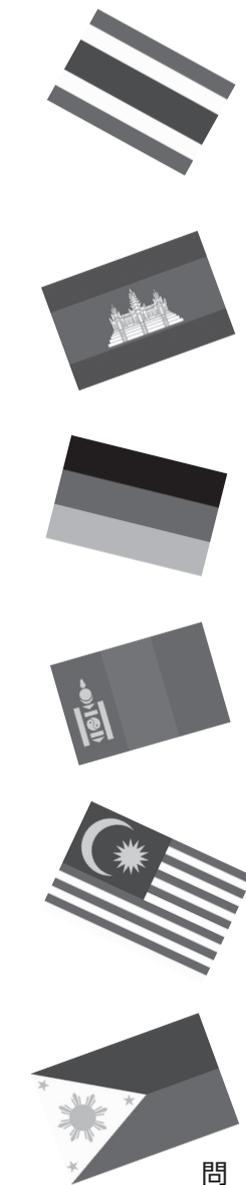


50th Anniversary
岩倉市制50周年

市制50周年記念事業～市民の夢 ^{かな}協えるプロジェクト～

「石倉国際交流まつり」を開催します！

ケント・モリさんと共にダンスで世界を一つに！子どもたちにも笑顔を！



問合せ先 秘書企画課企画政策グループ (☎38・5805)

●とき 8月6日(土)午後4時～6時30分

●ところ 総合体育文化センター 多目的ホール

●内容 世界的ダンスアーティストであるケント・モリさんと一緒にダンスを踊って楽しみます。

1部 ダンスっておもしろい！みんなで楽しもう！(午後4時～4時50分)

2部 仲良くおどろろ世界の友だちと！(午後5時10分～6時30分)

※2部には、タイ、マレーシア、カンボジア、フィリピン、モンゴル、ドイツの6カ国から各15人程度の小学生もオンラインで参加します。

●対象者 1部 市内在住の年齢は問いません(50人)

2部 市内在住の小学生(50人)

※定員を超える場合は抽選を行います。

※2部参加の人については終了が時刻となるため送迎のご協力をお願いします。

●参加費 無料

●申し込み ①、②いずれかの方法でお申し込みください。

①専用フォームから申し込み。(左記二次元コード)



②メールで、氏名(フリガナ)、住所、生年月日、電話番号、参加決定通知の送付を希望するメールアドレス、参加希望(1部・2部)の別、学校名(2部の希望者のみ)をメール本文に記載し、送信してください。

●申し込み期限 7月22日(金)

●申込に関するメール連絡先

国際交流まつり実行委員会
(ies0806danceison@gmail.com)

※会場外ラウンジではこのイベントに併せてホール内の様子をご覧いただけるスペースや、世界各国の遊び・ゲーム体験スペース、岩倉市国際交流協会の活動展示などを行います。ラウンジの催しは申し込み不要でどなたでも参加いただけます。

●主催 岩倉市

●主管 岩倉市国際交流協会

●ケント・モリ氏プロフィール

愛知県出身(祖母は岩倉市出身)の世界的ダンスアーティスト。

東京理科大学進学後、21歳の時に単身渡米。世界のトップアーティストから数々の共演オファーを受け続け、世界最高峰の舞台で活躍しているダンスアーティスト。これまでにマドンナ、クリス・ブラウン、アッシャー、ニョニョ、シアラ、チャカ・カーンといった世界のトップアーティストの専属ダンサーを務め、世界最高峰の舞台で活躍。グラミー賞をはじめとする数々のアワードショーへの出演も果たし、これまで世界50カ国200以上の主要都市においてパフォーマンスを行う。



新型コロナワクチン接種について（令和4年6月15日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
 ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
 ぜひ、ご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
 なお、ワクチン接種は強制ではありません。



ほっと情報
メール



岩倉市公式
LINE

【新型コロナワクチンの4回目接種について】

	対象者	申請方法等
①	18～59歳で基礎疾患がある人等（※）	<p>★申請が必要です</p> <p>18～59歳で基礎疾患がある人・新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人（※）は申請によって3回目接種から5カ月後頃に接種券（4回目）を発送します。</p> <p>接種券が届いたら、予約してください。</p> <p>※予防接種法の努力義務の適用外です。対象となる基礎疾患の範囲は、市ホームページをご確認ください。</p> <p>3回目接種後に岩倉市に転入した人等は、別途手続きが必要です。</p> <p>申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話【岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター】 ☎ 0120-056-712 受付時間：毎日 午前9時～午後7時 ●電子申請 ご自身で電子申請が難しい場合は支援を行います。 身分証明書（健康保険証など）、接種済証を持参し、保健センターにお越し下さい。
②	60歳以上の人	<p>★申請不要（3回目接種後に岩倉市に転入した人等は、手続きが必要です）</p> <p>3回目接種から5カ月後頃に、順次、接種券（4回目）を送付しています。 接種券が届いたら、予約してください。</p>
③	①、②以外の人	現在のところ4回目接種の対象ではありません。



3回目接種後に岩倉市に転入した人等（岩倉市において接種記録が確認できない人を含む）については手続きが必要です（対象：①または②に該当する人）。
 詳しくは、市ホームページを確認してください。



新型コロナワクチンの接種を希望する人（接種券が届いた人）は、早めに予約をしていただくことをおすすめします

引き続き、1～3回目接種の予約も受付しています。対象者や接種券の発送などについては、市ホームページをご確認ください。

接種を希望する人（接種券が届いた人）は、早めに予約をしていただくことをおすすめします。





住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてお知らせします

問合せ先 福祉課社会福祉グループ臨時特別給付金専用ダイヤル (☎ 81-9201)

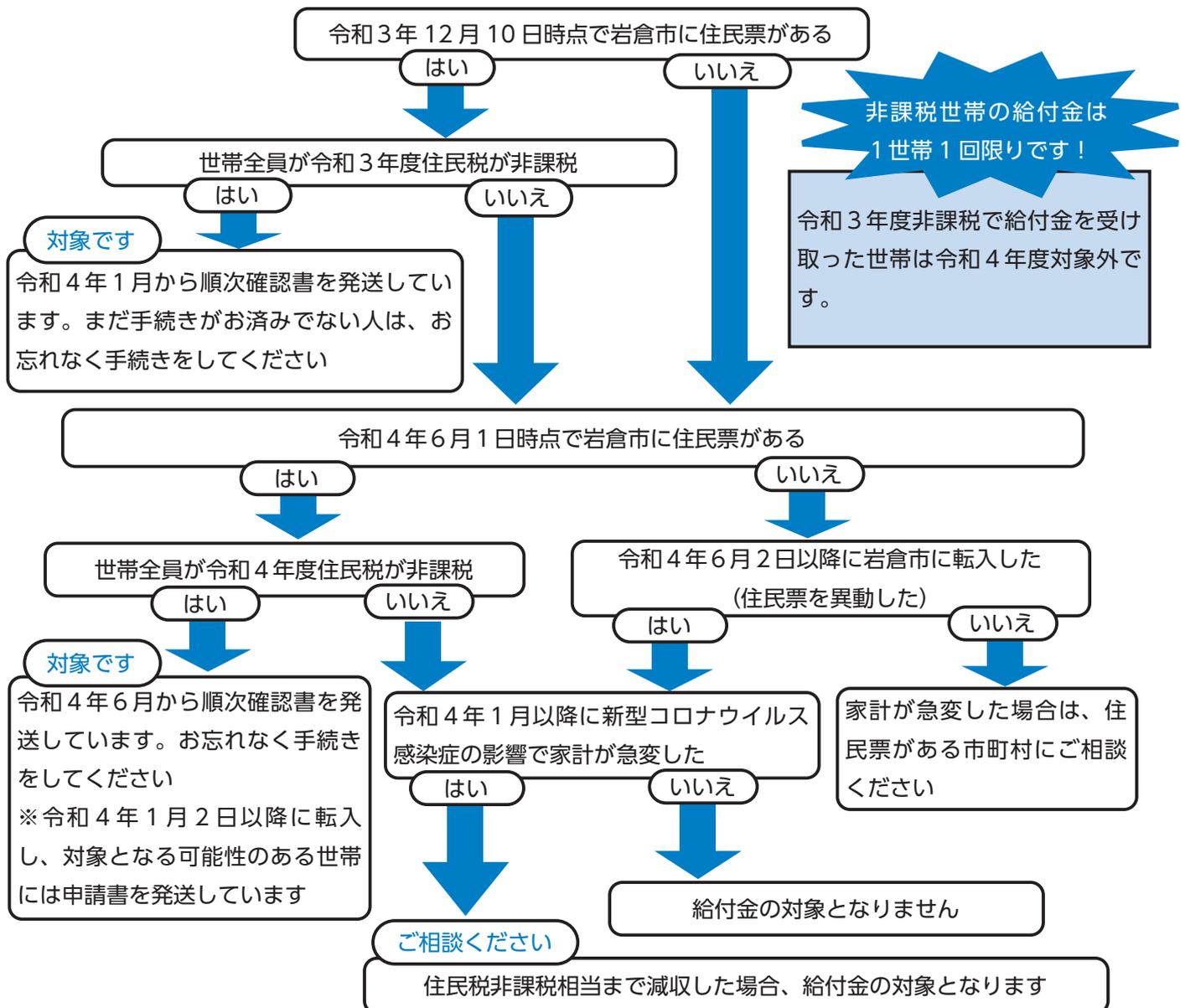
令和4年1月から令和3年度住民税非課税世帯及び、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、真に生活に困っている人への支援として、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯に対して1世帯当たり10万円の給付を実施するよう対象が拡充されました。

新たに対象となる世帯に対しては6月下旬から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を、令和4年1月2日以降に岩倉市に転入し、対象となる可能性のある世帯には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」を順次発送しています。手紙が届きましたら、お忘れなく手続きをしてください。

また、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、非課税相当となった世帯は申請が必要ですのでご相談ください。

※令和4年5月までに新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、給付金を受け取った世帯は対象となりません。

対象世帯については下表のとおりです。ご不明なことはお問合せください。



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯以外の世帯分) についてご案内します

問合せ 子育て支援課児童グループ (☎38-5810)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

このうち、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯(以下、その他世帯と言います。)への支給についてご案内します。

●支給対象者

①令和4年4月分の児童手当受給者(公務員を除く。)または、令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人

②①以外の人で、18歳年度末までの子(障害児については20歳未満)の養育者であって、以下のいずれかに該当する人

★令和4年度分の住民税均等割が非課税である人

★新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

●支給金額

児童1人当たり5万円

支給対象児童は、平成16年4月2日(障害児の場合は平成14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児童です。

●支給手続

★支給対象者①に該当する人

申請不要です。令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。支給対象となる人には、振込日などを順次お知らせします。

★支給対象者②に該当する人

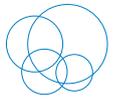
申請が必要です。申請期間や申請方法などは市ホームページをご確認ください。

※例…令和4年度分の住民税均等割が非課税である高校生のみ養育している人や公務員、家計が急変した人など

★ひとり親世帯を対象とする子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

令和4年4月分の児童扶養手当受給者には、6月末に給付金を支給しました。ひとり親世帯分とその他世帯分の給付金は、二重で受給することはできません。

その他、詳しくは市ホームページをご確認ください。



ふるさといわくら応援寄附金についてお知らせします

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

ふるさといわくら応援寄附金(ふるさと納税)制度によりご寄附いただいた寄附金を、希望された分野の事業に活用させていただくこととしています。

令和3年度の、ふるさといわくら応援寄附金は90,891,768円(3,778件)でした。

ご希望いただいた事業の件数及び金額の内訳は下表のとおりです。

ご寄附いただいた皆さんに、心よりお礼申し上げます。

活用希望事業	件数	金額(円)
1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	1,593	31,990,388
2 個性が輝き心豊かな人を育むまち	472	12,564,000
3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	168	5,163,000
4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	426	10,439,000
5 協働と自治による持続可能なまち	56	1,146,000
6 事業の指定なし	579	17,471,380
7 次世代につなごう岩倉五条川の桜並木保全プロジェクト ～あなたも岩倉五条川の桜を守る応援団～	373	9,333,000
8 伝統の山車文化守ろうプロジェクト	111	2,785,000
合計	3,778	90,891,768

ふるさといわくら応援寄附金(ふるさと納税)制度

お礼の品提供事業所を募集しています

問合せ☎秘書企画課企画政策グループ 38-5805、メール:hishokikaku@city.iwakura.lg.jp

市外にお住まいの方から市へ寄附いただいた際、感謝の気持ちを込めて、お礼の品をプレゼントしています。このお礼の品は市内事業所から市が購入するという形で、市内事業所の売り上げアップや知名度向上に一役買っています。

随時お礼の品の提供事業所を募集していますので、ご興味のある人はぜひお問い合わせください。

<お礼の品を提供するメリット>

メリット1: お礼の品は市で契約したふるさと納税サイトで掲載します。サイトの編集は市で行うので、商品の説明や画像を提供いただければ無料で全国にPRできます。

メリット2: 注文情報の管理や寄附者との調整を市が行うため事業所の手間が軽減されます。

メリット3: 令和3年度は約3,800件のお礼の品を発送しました。これはお礼の品提供事業所が新たな受注を開拓できたということになります。

下水道事業受益者負担金の

納入通知書を送付します

上下水道課下水道グループ ☎38-5815

下水道の整備が完了した区域の土地または建物の所有者（受益者）の皆さんに、下水道事業受益者申告書に基づき7月1日付で納入通知書を送付します。内容をお確かめのうえ、納期限までに納付してください。

●受益者負担金制度

受益者負担金制度は、下水道の建設費すべてを税金でまかなうのではなく、下水道整備によって利益を受ける人（受益者）にも一部を負担していただく制度です。

▼受益者負担金の額 下水道の整備が完了した土地に対して1回限り賦課するもので、1平方メートル当たり450円です。

▼納付方法 負担金額を5年に分割し、さらに1年を4回に分けて合計20回で納める「分割納付」と、第1期の納期に全額または1年分をまとめて納める「一括納付」があります。8月1日（第1期納期限）までに一括納付すると、最大16.5%納付額が割り引かれます。

一括納付の場合の割引額（報奨金額）は送付した納入通知書でご確認ください。

●下水道の接続工事はお早めに

下水道の整備が完了した区域の人は、早めに下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。工事は、岩倉市下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

8月1日（第1期納期限）までに一括納付すると、最大16.5%納付額が割り引かれて、お得でい〜わ！



「市民活動助成金・立ち上がり支援コース」の

対象事業を募集します

問合せ 協働安全課市民協働グループ (Tel 38-5803)

市民活動団体が取り組む、地域課題を解決したり、市民の福祉向上やまちづくりに貢献したりする事業に対して助成金を交付します。今回は、「立ち上がり支援コース」のみの募集です。10月1日から令和5年3月31日までに実施する事業が対象です。

●コース概要

- ★内容 公益的な活動を始めたばかりの団体の立ち上がり期を支援するもの
- ★助成額 2万円まで（補助率50%以内）
- ★条件 1団体1回限り、申請時点で団体設立から1年以内

●応募概要

- ★応募期間 7月1日（金）～29日（金）
- ★提出書類 申請書、事業計画書、事業収支予算書
- ★応募先 市役所6階 協働安全課市民協働グループ
- ★審査および決定 書類審査の後、8月中に決定します。

※市民活動支援センター（市民プラザ内、☎37-0257）では、市民活動に関する相談を行っています。



後期高齢者医療保険ご加入者の皆さんへ

今年度は被保険者証の更新が2回あります

問合せ 市民窓口課保険医療グループ ☎ 38-5833

【保険証の送付】

10月1日から後期高齢者医療制度において、一定以上の所得のある人（75歳以上の人等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。そのため、被保険者証の一斉更新を今年度は2回行います。

7月に送付する①被保険者証（赤茶色）の有効期限は9月末までです。10月以降は9月に送付する②被保険者証（青色）をお使いください。

ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、2回目の被保険者証（青色）でご確認ください。

	8月	9月	10月	11月	令和5年 7月31日
①被保険者証 (赤茶色) 7月頃送付		有効期限9月30日まで (7月発送分)			~~~~~
②被保険者証 (青色) 9月頃送付			有効期限 令和5年7月31日まで (9月発送分)		

【コールセンターのご案内】

負担割合等の制度に関するご質問は、あいち後期高齢者医療コールセンターにお問い合わせください。

☎ 0570-011-558

(期間等) 7月11日(月)～12月28日(水)(土・日曜日、祝日を含む) 午前8時45分～午後5時15分

【保険料のお知らせ】

7月中旬に後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します。

国民健康保険ご加入者の皆さんへ

問合先 市民窓口課保険医療グループ ☎ 38-5833

【国民健康保険税のお知らせ】

7月中旬に国民健康保険税の納税通知書を送付します。

●賦課限度額の見直し

地方税法施行令の改正に伴い、被保険者間の保険税負担の公平性の確保および中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、賦課限度額の見直しを行いました。

医療分		支援金分		介護分
(改正前)	(改正後)	(改正前)	(改正後)	改正なし
63万円	65万円	19万円	20万円	17万円

●未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減

子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、未就学児の国民健康保険税均等割額を2分の1に軽減します。

軽減割合	未就学児1人あたりの保険税均等割額（目安）	
	改正前	改正後
軽減なし世帯	33,000円	16,500円
2割軽減世帯	26,400円	13,200円
5割軽減世帯	16,500円	8,250円
7割軽減世帯	9,900円	4,950円

●国民健康保険税の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等のため保険税の納付が困難な場合、保険税の全部または一部を減免します。

また、それ以外の理由で生活が著しく困窮し保険税の納付が困難で、減免の必要があると認められた場合についても、保険税の一部を減免します（申請日以降の納期限の保険税が対象）。

【新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金制度】

新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため勤務できなかった期間を対象に傷病手当金を支給します（給与等の支払を受けている人に限る）。

【高齢受給者証の送付】

70歳以上75歳未満の人を対象に新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付します。

8月1日からは、新しい受給者証をお使いください。

国民年金保険料の申請免除制度についてお知らせします

市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807) ・ 一宮年金事務所 ☎ (0586-45-1418)

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除となる申請免除制度をご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送または電子申請（マイナンバーカードをお持ちの人のみ）による手続きをお願いします。

申請免除の種類は下表のとおりですが、所得要件などがあります。

申請書は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

国民年金の保険料が免除（猶予）されると・・・

免除等の種類	納める保険料額	免除される保険料額	老齢基礎年金額への計算
全額免除	0円	16,590円	免除期間は1/2で計算します
3/4免除（1/4納付）	4,150円	12,440円	免除期間は5/8で計算します
半額免除（半額納付）	8,300円	8,290円	免除期間は3/4で計算します
1/4免除（3/4納付）	12,440円	4,150円	免除期間は7/8で計算します
納付猶予	0円	猶予	猶予期間は年金額に反映されません

※一部納付の免除は、「納める保険料額」欄の金額を納付しないと未納となり、老齢基礎年金額への計算に算入されません。

●必要な添付書類

①運転免許証など本人確認書類の写し

②失業を理由として申請する場合は、雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど

●提出先 〒482-8686 岩倉市役所 市民窓口課窓口グループ（住所省略）

★新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度下がり、国民年金保険料の納付が困難な人への臨時の特例免除・猶予申請も受け付けています。申請には所得の申立書の提出も必要です。

【電子申請について】

★5月からマイナポータルより国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

★対象手続き（手続きには、マイナンバーカードとマイナポータルの利用者登録が必要です。）

①国民年金第1号被保険者加入の届出

②国民年金保険料免除・納付猶予の申請

③国民年金保険料学生納付特例の申請

令和4年度介護保険料額 (本徴収額)決定通知書を送付します

問合せ先 長寿介護課介護保険グループ
(☎38-5811)

令和4年度の市民税の課税状況等をもとに、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料年額が確定したことに伴い、7月中旬に「令和4年度介護保険料額決定通知書」を送付しますので確認してください。

介護保険負担割合証を送付します

問合せ先 長寿介護課介護保険グループ
(☎38-5811)

要支援・要介護認定を受けている人および事業対象者の人に、新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。

8月1日(月)からは、新しい介護保険負担割合証を介護保険被保険者証と併せてサービス利用時に提出してください。

福祉医療費受給者証の更新手続きをお願いします

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ ☎ 38-5833

有効期限が7月31日となっている人は、更新手続きが必要です。6月に対象者へ更新申請書を送付しましたので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する人には、8月1日から有効の受給者証を7月下旬に送付します。

●対象となる受給者証

- ①障害者医療費受給者証
- ②後期高齢者福祉医療費受給者証

健幸都市宣言のまち

第53回岩倉市民体育祭は中止します

10月2日(日)に開催を予定していました「健幸都市宣言のまち第53回岩倉市民体育祭」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者および応援者、スタッフの皆さんの健康と安全を考慮し中止とさせていただきます。

なお、代替イベントの開催を検討しています。詳細は決まり次第お知らせします。

●問合せ先 生涯学習課スポーツグループ (☎ 38-5819)



7月1日から

がん患者医療用補整具（アピアランスケア用品）の購入費を補助します

問合先 健康課保健予防グループ
（保健センター内 ☎37・3511）

がん患者の精神的・経済的負担を軽減するとともに療養生活の質の向上を図り、就労継続など社会参加を応援するため、医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費の一部を補助します。

- 対象者 次の要件全てに該当する人
 - (1)申請時に岩倉市に住民登録している人
 - (2)がんと診断され、その治療を受けた人、または、治療している人
 - (3)がん治療による脱毛、または、乳房が変形したことに伴い補整具を購入した人
 - (4)過去に同じ対象品で補助を受けていない人
- 補助の対象となる補整具
- ★ウィッグ（頭皮保護用ネットを含む）
- ★乳房補整具（補整下着（パットを含む）または、人工乳房（乳房再建手術等によって、体内に埋め込まれたものを除く））

●補助金額 購入費用の2分の1の額で上限2万円（千円未満切り捨て）

●補助の回数 ウィッグ、乳房補整具をそれぞれ1人1回

●申請の期限 購入した日の翌日から1年以内
※令和4年4月1日以降に購入したものに限り。

詳しくは市ホームページ、または、保健センターにお問い合わせください。

やぐらのよで踊ってみませんか

商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

8月19日（金）、20日（土）【予備日：21日（日）】に開催予定のいわくら夏まつり市民盆おどりにおいて、やぐら上のステージで踊る団体を募集します。希望団体で、日にち、時間、曲目の抽選を行いますので、希望日時等を複数ご用意のうえ、抽選会場に直接お越しください。

なお、希望団体応募多数の場合は、他団体と合同になる場合や、踊れない場合もあります。

●抽選日 7月22日（金）午後1時30分～（時間厳守）

●ところ 市役所7階大会議室

●資格 10人程度で、やぐらの上で踊れる団体

●候補曲 五条川音頭、みんなの岩倉い〜わくん、ダンシングヒーロー、炭坑節、郡上節（かわさき、春駒）など

